

ID: 427

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

|   |                 |         |       |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 行為の許可           |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 名寄市普通河川管理条例 第8条 |         |       |
| 例規番号  | 平成18年条例第194号    |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/> (許可を要する行為)<br/> 第8条 普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、普通河川管理者が指定した行為を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 普通河川の流水を占有すること。</li> <li>(2) 河川敷地を占有すること。</li> <li>(3) 普通河川において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。</li> <li>(4) 河川敷地において、土石その他の産出物を採取すること。</li> <li>(5) 普通河川において、草木を栽植すること。</li> <li>(6) 普通河川において、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。</li> <li>(7) 普通河川において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。</li> <li>(8) 前各号のほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為(他の法律等による許可等を受けた行為を除く。)</li> </ol> <p><b>【基準】</b><br/> 根拠条文に同じ。</p> |                 |         |       |
| 標準処理期間  | 15日             |         |       |
| 備考  |                 |         |       |
| 設定年月日   | 平成28年8月15日      | 最終変更年月日 | 年 月 日 |